

診療録の開示について

当院では、患者さんご自身からの申請に基づき、診療録の開示を行っています。診療録等に記載された情報は、患者さんの個人情報ですので、患者さん本人以外への開示は、原則行っておりません。

ただし、患者さん本人からの委任を受けている方、法定代理人、後見人などの場合は開示請求者と見なすことができます。

なお、ご本人であっても開示することにより治療に有害な影響が予測される場合などは、開示できないこともありますのであらかじめご了承ください。

詳しくは、受付までお問い合わせください。